

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(由布市版)

令和3年10月1日改訂版

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～」2021, 5. 28改訂一部修正版 参照

## 1. 予防

### ①児童生徒の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、必要なルールを設定する。
- 自分自身の心身の健康状況把握に努め、具合の悪い場合はすぐに申告する。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。

「衛生面」

#### 【身体的距離の確保】

- ステージ1～3 1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取る
- ステージ4 可能な限り2 m（最低1 m）を確保する。

#### 【マスクの対応】

- 身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すべき。
- マスクの着脱及び廃棄についても、衛生に気を付ける。
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合（暑さ指数WBGTが高い日）は、マスクを外すなどの対応を行う。  
※熱中症への対応を優先させる。
- マスクを外す場合は、1 mを目安とした距離をとる。

#### 【手指消毒】

- 石鹸を使って丁寧に手を洗い、手洗い後は清潔なハンカチまたはタオルでふき取る。

#### 【感染拡大防止】

- 水筒を持参し、細やかな水分補給に努める。
- 持ち物の共有をできるだけ避ける。
- 休み時間は体を接触するような遊びを避ける等、学校生活の基本的な過ごし方について自分で考えて行動する。
- 友人宅への訪問は、感染防止を考え慎重に判断する。  
※友人宅への外泊は基本的に禁止事項である。
- 万が一の状況に備えて、過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく。

## ②保護者の取り組み

### 「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、子どもと一緒に必要なルールを設定する。
- 子どもの心身の健康状態を常に把握する。
- 児童生徒の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けさせる。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除等、人権的配慮に努める。

### 「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

#### 【健康状態の確認】

##### ○ステージ1

- ・毎朝の体温、風邪症状の有無について、チェックシートに記入し学校へ提出する。
- ・平熱と比べて発熱がある場合や風邪症状（咳、体のだるさ、頭痛）等がある場合は、登校させないようにする。また、かかりつけ医または発熱外来へすぐに受診する。※発熱の目安は37℃以上とする。

##### ○ステージ2以上

- ・ステージ1の対応に加え、同居の家族に風邪症状がある場合にも、登校を控える。
- 保護者は、「感染しない」「感染させない」ために生活環境を整えるよう心掛ける。

### 「感染拡大防止の取組」

- 学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように、細心の注意をする。  
※友人宅への外泊等の禁止
- 万が一の状況に備えて、児童及び家族の過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく
- 児童生徒及び家族が陽性になった場合や濃厚接触者と認定された場合は、速やかに学校に情報の共有を行う。
- その他、児童生徒に関する情報は細やかに学校と情報の共有を行う。
- 感染拡大地域への不要・不急の往来を避ける。

### ③学校の取り組み

#### 「基本」

- 変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨する。
- 感染症対策の考えを十分に考慮、児童生徒と一緒に必要なルールを設定する。
- 感染症対策と熱中症対策の兼ね合いについては、児童生徒本人が、自分の判断で適切に対応できるように指導する。
- 学級担任や養護教諭を中心に、児童生徒の心身の健康状況把握に努める。
- 感染者、濃厚接触者に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。
- 保護者の理解と協力が得られるように、日頃からの情報の共有を丁寧に行う。

#### 「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

##### 【マスクの対応】

- 身体的距離が十分にとれない時は、マスクを着用させる。
- 不織布マスクを隙間がないよう鼻まで覆うように正しく着用させる。
- 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを着用しなくてもよい。
- WBGT（暑さ指数）を確認し、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、マスクを外させる。  
※熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- 児童生徒が暑さで息苦しいと感じたときなど、自身の判断でマスクを外すなど適切に対応できるように指導する。

##### 【健康観察】

- 登校時に健康観察を行う。
- 登校前に検温ができなかった児童生徒に、保健室等で確認を行う。
- 登校後発熱や風邪症状が見られる児童生徒については、速やかに保護者に連絡をし、下校させる。下校後の状況について、保護者に確認する。
- 体調の悪い児童生徒が保護者の来校まで学校に留まることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

#### 「環境および衛生の保持」

##### 【消毒】

- 一時的な消毒の効果을期待するよりも、児童生徒、教職員による清掃により、清潔な空間を保つことに努める。
- ステージ1～ステージ2 特に多くの児童生徒が触る箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ)については、1日に1回はアルコールまたは、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使った消毒を行う。
- ステージ3～ステージ4 1日に2回の消毒を行う。

- 器具・用具など共有する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導する。

#### 【換気】

- 基本的にドアや窓は開けた状態にしておく。難しい場所や状況の場合は、休み時間ごとに換気を行う。
- エアコンを使用する際は、休み時間ごとに窓を全開にし、換気を行う。授業中もできる限り向き合った2か所の窓を開け、密閉となることを避ける。
  - ※エアコンは、室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていない。

#### 【飛沫の防止】

- 給食時、音楽の活動時、職員室での活動時にパーテーションを使用させる。

#### 【密の防止】

- 屋内の集会の開催目安は収容人数の50%とする。
- 体育館等の室内では、学年を超えての集まりを可能な限り避ける。
  - ※前後左右1mを目安に間隔を取らせる。
- 運動場では、全校での使用は可能。
  - ※できるだけ距離を取る。
  - ※ステージ4の場合 時間・人数の制限を行う。
- 飲食を伴う集会については、慎重に判断をする。

### 「感染のリスクの高い教育活動の対応」

#### 【対話活動】

- ステージ1～ステージ2 マスクを着用して実施
- ステージ3 回数を制限して実施
- ステージ4 極力行わない

#### 【体育実技】

- ステージ1 十分な感染症対策を行った上で実施
  - ※水泳については、更衣室が密にならないように工夫する、十分な距離を確保する等の配慮をしながら、可能な範囲で実施の方向を探る。「可能な範囲」については、学校ごとの状況による。水の安全についての授業については、必ず実施する。
  - ※身体活動中のマスクの着用は必要ないが、1mを目安とした身体的距離を確保させる。
  - ※十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用させる。
- ステージ2 なるべく屋外で実施 個人で行う活動を増やす
- ステージ3 リスクの低い活動から徐々に実施 教育課程の入れ替えを検討
- ステージ4 集団で行う活動を避け、個人で行う活動を主とする

**【理科の実験・観察活動】**

- ステージ1～ステージ2 十分な感染症対策を取ったうえで実施
- ステージ3 感染リスクの低い活動から徐々に実施
- ステージ4 グループでの実験や活動を行わない

**【音楽の合唱及びリコーダーや管楽器演奏】**

- ステージ1～ステージ2 歌唱は可能な限り間隔をあげ、マスク着用で実施  
管楽器の演奏はパーテーションを設置して行わせる
- ステージ3 歌唱は前後左右1mの間隔をあげ同じ方向を向いて、マスク着用にて実施
- ステージ4 歌唱や管楽器の演奏は行わない

**【図画工作・美術の共同制作の表現や鑑賞の活動】**

- ステージ1～ステージ2 十分な感染症対策を取ったうえで実施
- ステージ3 近距離で活動する共同制作等は十分に検討する
- ステージ4 近距離で活動する協働政策等を行わない

**【技術・家庭の調理実習】**

- ステージ1 十分な感染症対策を行ったうえで実施
- ステージ2 教育課程を入れ替えるなどして、状況を確認した上で実施
- ステージ3～ステージ4 調理実習は行わない

「特に配慮の必要な活動の対応」

**【給食】**

- 給食当番の児童生徒には、手洗い、うがい、手指消毒をしてから活動させる。
- 体調不良の場合は、当番を交代させる。
- 給食時は、個人用のパーテーションを使用し、黙食をさせる。
- ステージ4 特別の献立を検討予定

**【休み時間】**

- 休み時間については、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分に理解させるように指導を行う。
- 休み時間の行動についての必要なルールを設定する。  
※マスクを外して活動をする際は、一定程度の距離を保たせる。
- トイレ休憩については、混雑しないよう動線等を工夫する。

**【図書館活動】**

- ステージ1～ステージ2 十分な感染症対策を行ったうえで解放
- ステージ3～ステージ4 異学年での活動を避ける  
※学級や学年ごとに利用

**【委員会活動】**

- ステージ1～ステージ2 十分な感染症対策を行った上で実施
- ステージ3 人数や場所に配慮して実施

○ステージ4 原則活動中止

**【部活動】**

○運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。

○生徒の健康・安全確保のため、教師や部活動指導員が活動状況を確認する。

○ステージ1 十分な感染症対策を行った上で実施

○ステージ2 感染リスクの低い活動から徐々に実施

○ステージ3 **【拡大局面】** 原則中止 **【収束局面】** 検討会議を毎週実施し、活動状況の確認を徹底しながら実施

○ステージ4 活動を中止

**【登下校】**

○十分な距離を確保できる場合は、マスクをしなくてもよい。※熱中症の対応を優先

○公共交通機関（JR、バス、タクシー等）を使う場合は、マスクを付けさせる。

**【清掃活動】**

○無言清掃の徹底

○清掃前後の手洗いの徹底

○ステージ4 トイレ掃除は教職員が対応

**「行事」**

○「レベル・ステージに対応した新型コロナウイルス対応マニュアル」を参考に、学校規模等に応じて、学校ごとに検討する。

○市全体に関わる行事については、代表者が集まり検討する。

※実施までに期間のある活動については、時期を決めて判断する。

- ・「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避ける。
- ・一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
- ・回数や時間を絞る。
- ・できる限り個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りをしない。
- ・器具や用具を共有する場合は、使用後に必ず手洗いをさせる。

**「欠席や出席停止の扱い」**

○海外から帰国した児童生徒については、2週間の自宅待機を要請する。

○発熱や風邪症状で欠席をする場合は出席停止の扱いとする。また、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合も、校長の判断で出席停止の扱いとする。

○同居の家族に発熱等の症状があると相談された場合や、同居の家族が濃厚接触者等に指定される可能性がある場合、欠席の判断は保護者が行うが、校長は出席停止の扱いとすることができる。

#### 「学習補充について」

○臨時休業や出席停止等により、やむを得ずに学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることがないように、必要な措置を講じることに配慮する。

- ・学習課題の配布、添削 等
- ・タブレット端末の活用 等

○タブレット端末を活用した同時双方向型の学習補充に向けた研修を実施する。

#### 「心のケアについて」

○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等により心身の状況を的確に把握する。

○学校医、SC, SSW と連携した心理面・福祉面からの支援に組織的に取り組む。

○相談窓口（24時間子ども SOSダイヤル等）を適宜周知する。

## 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

○「由布市コロナウイルス感染症発生時対応マニュアル」参照